

○通常儀じょう隊の服装の特例について（通達）

昭和 61 年 1 月 13 日

海幕総第 89 号

改正 平成 8 年 9 月 9 日 海幕総務第 4149 号〔第 1 次改正〕

平成 14 年 10 月 10 日 海幕総務第 5464 号〔第 2 次改正〕

平成 19 年 8 月 31 日 海幕総務第 6096 号〔防衛省

設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通

達等の整備について（通達）第 40 による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

通常儀じょう隊の服装の特例について（通達）

標記について、別添のとおり通達があつたので、周知されたい。

なお、部隊等の長は自衛官以外の者に対して別添に定める服装により通常儀じょうを行う場合、あらかじめ海幕長の承認を得るものとする。

添付書類：防人 1 第 6366 号（60. 12. 24）

防人1第6366号

60. 12. 24

改正 平成8年9月9日 防人1第4709号

平成14年10月4日 防人1第8442号

平成19年8月31日 防人計第8444号

人事局長
各幕僚長
殿

事務次官

通常儀じよう隊の服装の特例について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう期せられたい。

記

- 1 自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第83条第2項ただし書の「別に定める服装」は、別紙のとおりとする。
- 2 自衛官以外の者に対して別紙に定める服装により通常儀じようを行う場合においては、幕僚長がその都度人事局長と連絡調整を行うものとする。

区分	服 装	
酷暑時に通常儀じようを行う場合	陸上自衛隊	(1) 第3種夏服上衣、夏服ズボン、半長靴、乙階級章、バンド及び正帽 (2) けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、正帽を着用しない。以下同じ。）
	海上自衛隊	(1) 第3種夏服上衣、第1種夏服ズボン、正帽、短靴、丙階級章及び第1種夏服バンド (2) きゃはん、けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽
	航空自衛隊	(1) 第3種夏服上衣、夏服ズボン、編上靴、乙階級章、バンド及び正帽 (2) きゃはん、けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽
寒冷時に通常儀じようを行う場合	自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第14条第2項の規定に基づき幕僚長が定める防寒のための特殊服装	
国際平和協力業務に通常儀じようを行う場合 （上記の場合に係る服装をすることが業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合に限る）	(1) 当該業務実施時の服装 (2) 自衛官服装規則別表第1、別表第3又は別表第5の乙武装の項の(ロ)に定める着用品	